

1. スエズ動乱（UNEF） PKO が定着化した事例

【事実の概要】 アラブ イスラエル関係は、1949年に締結された四つの一般休戦協定によって、国連機関の監視の下、比較的平穏に維持されてきた。しかし、1954年以降、パレスチナ難民問題に端を発するイスラエルとエジプトとの対立が表面化し、1956年のエジプトによるスエズ運河の国有化措置¹を契機に、本格的な武力衝突が発生した（第二次中東戦争）。

< 中東紛争の経緯 >

年	出来事
1948年	イスラエル建国
1948年～1949年	第一次中東戦争...イスラエル vs エジプト・ヨルダン・レバノン・シリア
1956年～1957年	第二次中東戦争...イスラエル・イギリス・フランス vs エジプト
1967年	第三次中東戦争...イスラエル vs エジプト・シリア・ヨルダン
1973年～1974年	第四次中東戦争...イスラエル vs エジプト・シリア
1975年～1985年	レバノン内戦...イスラム教徒 vs キリスト教徒
1980年～1987年	イラン・イラク戦争...イラン vs イラク
1990年～1991年	湾岸戦争...イラク vs クウェート

【活動の概要】 国連は、「平和のための結集決議」の手續に従い、緊急特別総会を招集し、紛争解決に必要な勧告を当事国に履行させる決議を採択した。その審議に当たって、当該決議を実効的なものとするために国連の現地介入（UN presence）が必要であるとの議論が生じ、この議論を受けて、停戦の確保及び監督を行う緊急国際国連軍（UNEF）が組織された。

UNEF は、総会又は安全保障理事会の直接の統制の下に置かれること、五大国以外の国家が提供する軍隊等から構成されること、派遣先国の同意を要すること、エジプト領内に駐留し、その地域の平穏を保つこと等をその職務とすること、隊員の給与等については提供国が負担し、その他の一切の経費は国連が通常予算の枠外で賄うこととされた。1957年3月に展開されたUNEFは、監視及びパトロールを通じて休戦協定遵守の確保に当たり、中東地域の安定及び平穏化に一定の貢献を行った。

2. コンゴ動乱（ONUC） 武器使用原則が問われた事例

【事実の概要】 1960年7月、独立を達成したコンゴ共和国で暴動が発生し、宗主国であったベルギーは、自国民保護及び現地の治安回復を図るため、コンゴに軍事介入した。

【活動の概要】 安全保障理事会は、コンゴ政府の要請を受け、必要な軍事援助を供与する権限を事務総長に与える決議を採択した。安全保障理事会からの広範な授權に基づき、事務総長は、平和維持軍（ONUC）をコンゴに派遣した。ONUCは、ベルギー軍隊の撤退を促

¹ スエズ運河は、1888年のコンスタンチノーブル条約において、戦時平時を問わず、すべての国家の商船及び軍艦に対し無差別に解放され、その自由な利用が保障されていた。なお、エジプトは、翌1957年に、一方的宣言により、同条約の効力を承認した。

進するという任務のほか、内戦の勃発したコンゴの国内法秩序を維持し、及び回復するという任務を担っていた。後者の任務において、内政上の問題と平和維持軍の中立・不介入原則との関係に係る問題、国連軍による武力行使の範囲の問題等が生じ、平和維持活動を内戦に適用することの限界が認識された。このため、ONUC は各方面からの批判に曝され、また、平和維持活動の基本原則自体も重大な試練に立たされた。さらに、コンゴ紛争への介入は、国連に深刻な財政危機をもたらし、加盟国による経費滞納は、憲章 19 条の制裁規定の適用問題にまで発展した。

3. キプロス紛争 (UNFICYP) 大国関与の事例

【事実の概要】 1963 年、キプロスの首都ニコシアでのギリシャ系住民とトルコ系住民との間の武力衝突を契機として、両系住民間の対立は、キプロス全域での内戦へと発展した。この事態に対し英軍を中心とした合同和平軍が介入し、その結果、両系住民間に停戦協定が成立し、事態は一応沈静化した。しかし、その後の具体的な調停に手間取っている間に情勢が悪化したため、英国は、国連に対し平和維持軍の派遣を要請した。

【活動の概要】 安全保障理事会は、英国からの要請を受け、平和維持軍 (UNFICYP) を国連の下部機関として国連事務総長の統括の下派遣する旨決定した。UNFICYP は、受入国であるキプロス政府の同意を得た上で、期間を定めてキプロスに駐留し、武力衝突の再発防止とともに、法秩序の維持・回復及び正常状態への復帰に係る活動を展開した。

その実行においては、コンゴ紛争の反省から、UNFICYP が紛争の主体とならないよう厳格な武力行使基準が遵守され、交渉及び説得を通じて平和を回復しようとする姿勢が貫かれた。また、平和維持軍を要請したキプロス政府自体が紛争当事者であったため、内戦に平和維持活動を適用するに当たっての中立性の原則の維持が極めてデリケートな問題として生じたが、受入国の国家主権との衝突を避け、UNFICYP が一定の制限を甘受することにより、内戦的性格の紛争に平和維持軍を介入させても一定の成果が上げられることが証明された。ただし、当該活動は、紛争自体を根本的解決に導くものではなかった。また、コンゴ紛争の際表面化した経費負担に係る問題は、キプロス紛争でも解決されず、基本的に UNFICYP への参加国が経費を負担したため、その活動基盤は極めて不安定なものであったⁱⁱ。

4. ナミビア問題 (UNTAG) 多機能型 PKO

【事実の概要】 第一次世界大戦以降、ナミビア (旧南西アフリカ) を信託統治していた南アフリカは、1949 年、南西アフリカを自国領に編入する措置を講じるとともに、同地域に対

ⁱⁱ 国連は、加盟国から自発的拠出金を募り、後に活動経費を支出した国連軍参加国に償還する方式を採用したが、十分な自発的拠出金は集まらなかった。

するアパルトヘイト政策を実施した。これに対し、国連は、度重なる非難決議を採択するとともに、安全保障理事会において南西アフリカへの施政を即時中止するよう求める決議を採択した。また、1950年、国際司法裁判所は、南アフリカの行為が違法であり、同地域に対する監督機能は国連総会に移管された旨の勧告的意見を出した。

【活動の概要】 安全保障理事会は、「ナミビア問題解決のための提案」を採択し、国連独立支援グループ（UNTAG）を設置した。UNTAGは、民事部門及び軍事部門から構成され、ナミビアでの自由かつ公正な選挙の実施及びナミビアの独立に至る過程の円滑な実施を確保するために国連事務総長の命を受け派遣された特別代表を助けることをその職務とした。そして、武装解除、治安維持等の軍事的任務を果たすと同時に、自由かつ公正な選挙の実施に向けた環境整備等に係る監督を行った。

冷戦の収束という国際環境の変化を背景としたこの平和維持活動は、平和維持活動が単独で試みられているのではなく、政治及び軍事を含む地域紛争の包括的な解決方式の中に組み込まれていることが特徴的である。すなわち、包括的な和平プロセスの中で、停戦、兵力引離し等の紛争の軍事的側面の解消過程が、自由選挙やレファレンダム等の政治過程と連動する形で実施されており、“peace-keeping”と“peace-building”とが有機的に結び付き、相互に補完しながら機能していたと言える。

5. カンボジア内戦（UNTAC） 多機能型 PKO

【事実の概要】 東西冷戦構造下で生じたベトナム戦争を背景として、カンボジア国内での大量虐殺を契機にベトナムとカンボジアとが対立し、ベトナムのカンボジア侵攻によりプノンペン政府が樹立された。これに対し、クメール・ルージュを中心とする連合政権が樹立され、プノンペン政府と激しく敵対することとなった。その後、冷戦の収束に伴い、ASEAN及びフランスによる仲介が行われ、パリにおいて和平協定が締結された。当該和平協定において、カンボジアの暫定統治が決定され、カンボジア最高国民評議会（SNC）及び国連暫定統治機構（UNTAC）が設置された。

【活動の概要】 上記の和平協定においては、互いに正当性を主張する連合政権及びプノンペン政府という二つの政権の上にSNCという最高機関を設け、これにカンボジアの主権を担わせた上で、SNCが和平協定の履行に必要な権限をすべてUNTACに移譲する旨定められていた。UNTACの任務は、行政管理、軍事的任務（停戦、武装解除及び動員解除に係る履行支援及び監視）、選挙管理及び人権監視（人権教育、監視及び人権侵害の調査）と多岐にわたった。特に、行政管理及び選挙管理ⁱⁱⁱは、PKOの任務としては希有なもので、暫定統治を特徴付けるものである。

ⁱⁱⁱ 選挙実施に係る監視等を主たる職務とするそれまでのPKOによる選挙管理と異なり、UNTACは、自ら選挙を組織し、及び実施した。この措置は、選挙の中立性及び投票の秘密を確保する措置として、実効を上げた。

6. ソマリア問題 (UNOSOM・UNOSOM) 強制的な PKO

【事実の概要】 ソマリアでは、1991年1月にバレ政権が崩壊して以降、無政府状態が続き、氏族集団が割拠して激しい抗争が行われていた。この内戦に加え、干ばつによる大飢饉がソマリアを襲い、少なくとも30万人以上の国民が死亡し、100万人から200万人の難民及び被災民が発生したと報告されている。こうしたソマリアの悲惨な状況は、国際的にも大きな関心と呼ぶこととなった。

【活動の概要】 この状況に対して、国連は、アフリカ統一機構(OAU)の協力を得て、紛争当事者の調停に乗り出し、1992年に停戦協定を締結させ、UNOSOM(国連ソマリア活動)が設置された。UNOSOMは、PKO活動としては初めて人道援助支援を主要任務とし、停戦監視及び援助活動の警護を展開しようとしたが、アイディード派の反発により、警護活動が進まない状況が続いた。このため、安全保障理事会は、事務総長からの解決策の提示を受けて、ソマリア紛争を国際の平和及び安全に対する脅威であると認定した上で、人道救援活動のための安全な環境を確立することを目的として必要なあらゆる手段(武力行使を含む。)を講ずることを承認し、加盟国に対し、兵力、資金等を提供するよう要請した。この承認及び要請を受けて米軍を中心とする多国籍軍(UNITAF)^{iv}が設立され、「希望回復」作戦が実施され、一定の成果を収めた。

その後、UNITAFの任務を引き継ぐ形でUNOSOMが組織された。UNOSOMは、自衛の範囲を超えた一定の武力行使権限を認められた新たなPKO形態であり、その任務は、停戦の監視、難民及び避難民の帰還支援、紛争再発の防止及び停戦違反者に対する適切な措置の実施、重火器の管理、不法な武装分子の小火器の押収、救援物資の配付に必要な施設の安全確保、PKOの要員及び設備の保護並びにこれらを攻撃する武装分子の解体等であった^v。しかし、UNOSOMの視察団がアイディード派の武力攻撃を受けたことを契機に、UNOSOM及びこれを後方支援するため待機していた米軍によるアイディード派に対する軍事作戦が開始された。この軍事作戦において重大な損失を被ったアメリカは、ソマリアからの撤退を決定し、また、UNOSOMは、強制行動の停止を余儀なくされた。そして、結局、その後も目標を達することができないまま、1995年にUNOSOMは完全撤退した。

^{iv} 実際に行われたUNITAFの活動は、援助物資の供給の確保、自主的な武装解除に係る重火器集積所の視察等に限定されていた。

^v 武装解除に係る任務については、これを効果的に実行するため強制的に行うとともに、武装解除の要請に従わない派閥の武器を押収する旨安全保障理事会において承認された。このような武装解除に係る強制的な性質がUNOSOMを平和執行部隊のモデルケースと称する所以である。この強制的な性質を認めたことがソマリアにおける失敗の原因であるとの指摘もあるが、救援物資の収奪が一つの軍事戦略となっていた事実にかんがみれば、PKOの援助活動自体が内戦に巻き込まれる危険性を内包していたのであり、むしろ、人道的な援助活動をPKOの任務にすることの問題が問われるべきであるとの指摘もある。

7. ユーゴ内戦 (UNPROFOR) 強制的な PKO

【事実の概要】 旧ユーゴスラビアは、「七つの国境、六つの共和国、五つの民族、四つの言語、三つの宗教、二つの文字、一つの国家」と称されるように複雑な多言語・多民族国家であり、歴史的に、内紛が絶えなかった。そして、1990年のユーゴスラビア連邦の崩壊を契機として民族の独立要求が高まり、これに経済的背景も加わって、問題が一気に表面化して内戦が勃発し、欧州最大規模の紛争へと発展した。特に、ユーゴ・セルビア共和国内のコソボ自治州では、セルビア治安部隊によるアルバニア系住民に対する「民族浄化」と称される虐待が激化し、国際的な関心と呼ぶこととなった。

【活動の概要】 国連は、1992年に、停戦監視を目的とする UNPROFOR (国連保護軍) のクロアチアへの派遣を決定した。UNPROFOR は、旧ユーゴスラビア各地で活動を展開し、一部では、武力行使の権限も認められたが、紛争当事者の協力を得ることができなかったため、安全保障理事会が設定した安全地帯からの武装勢力の撤退、同地帯における戦闘の停止等の任務を十分に果たすことができず、また、多数の死傷者を生じる結果となった。このため、冷戦後の複雑な原因に根差す地域紛争に対する国連の平和維持活動の限界が認識されるようになった。その後、UNPROFOR は、その権限を多国籍軍である和平実施部隊 (IFOR) に移譲するとともに、UNMIBH により代替された。UNMIBH は、ボスニア・ヘルツェゴビナにおける警察訓練、難民及び避難民の帰還支援等民生部門における活動の支援をその任務とし、現在も活動中である。

8. マケドニア予防展開 (UNPREDEP) 予防展開部隊

【事実の概要】 旧ユーゴスラビアにおいて内戦が勃発する中で、1991年11月、マケドニア共和国は、旧ユーゴスラビアからの独立を宣言した。しかし、旧ユーゴの他地域において紛争が激化していたこと、国内において失業率が高騰していたこと、最大民族グループであるマケドニア人と少数派であるアルバニア人との民族的対立が顕著となったこと等の不安定要因を抱えていたことから、1992年2月、キロ・グリゴロフ大統領は、同国における平和及び安定を維持するため、国連事務総長に対し、同国への国連保護軍の展開を要請した。

【活動の概要】 上記の要請を受けて、1992年12月、安全保障理事会は、マケドニアに国連平和維持軍 (UNPROFOR UNPREDEP^{vi}) を緊急に展開する旨の決議を採択した。UNPREDEP (国連予防展開軍) は、軍人、市民警察及び文民スタッフから構成され、部隊の展開、調停、交渉、和解その他の平和的手段により紛争の発生を未然に防止するという

^{vi} 旧ユーゴ各地で活動を展開していた UNPROFOR は、1995年3月の安全保障理事会の決議により、その活動範囲をボスニア・ヘルツェゴビナに限定され、これとは別個の組織として、クロアチアには UNCRO が、マケドニアには UNPREDEP が、それぞれ、組織されることとなった。

目的の下に、マケドニアとアルバニア及びユーゴとの国境地域の監視、脅威を与える可能性を有する事態の発生への報告、政治的、社会的及び民族的勢力間の相互理解の推進及び強化、社会的発展の援助及び促進、多元的文化及び多元的民族の協力の促進等をその任務としていた。

マケドニアは、UNPREDEP との協力の下に、内戦の勃発を免れるとともに、憲法の制定、国連への加盟、平和的な政治運営等に努めており、予防展開の成功例と一般に評価されている。しかし、マケドニア国内外の紛争要因は未解決のまま残されており、その将来は、楽観を許すものではない。

9. 東チモール問題（UNAMET 及び UNTAET） 最近の事例

【事実の概要】 東チモールでは、1976 年のインドネシア併合以降、独立派と併合派との対立が続いていた。1998 年のハビビ政権による拡大自治案が提示されて以降、両派間の武力紛争が発生したが、1999 年、和平合意が成立し、拡大自治案の受入れに関する直接投票を実施することが合意された。

【活動の概要】 安全保障理事会は、東チモールにおける民意確認プロセスを実施する国連東チモール・ミッション（UNAMET）を設立し、その下で、直接投票が実施された。しかし、拡大自治案否決の結果が公表されると、再び武力衝突が勃発し、治安が著しく悪化した。これを受けて、安全保障理事会は、平和及び安全の回復等を任務とする多国籍軍の派遣を承認する決議を採択して同地における治安の回復を図るとともに、東チモールの統治に対し全般的責任を有し、その任務実現のために「すべての必要な措置」を講ずることを許可された UNTAET を設立した。その後、東チモールは、UNTAET の暫定統治期間を経て、正式に独立した。